

28 介護福祉助成金

企業と紹介所の団体が設置する介護クーポン運営協議会との提携により、従業員の家族などが介護等を必要とした場合に、協議会が発行する介護クーポンを利用し、全国の看護師・家政婦(夫)紹介所に登録しているケア・ワーカーにより割安な費用で介護等サービス(介護・育児・一時的な病気の際の看護)を受けられる制度です。(平成21年度末までの経過措置です。)

企業の提携について

企業と介護クーポン運営協議会との提携の際には、従業員数に応じた年会費が必要となります。その額については、下記の通りです。

企業の従業員数	年会費
5,000人以上	60,000円
1,000人以上	30,000円
500人以上	20,000円
100人以上	10,000円
100人未満	5,000円

介護クーポンが利用できるサービス

介護等を受ける方は、介護クーポンを利用して次のようなサービスを受けることができます。

- (1) 食事、入浴、排泄などのお世話
- (2) 衣類の着脱、洗濯や補修
- (3) 住居の掃除や整理
- (4) 医療機関への通院介助や連絡
- (5) 介護等に必要なお世話

利用対象者

企業の従業員本人(雇用保険の被保険者に限る。)と、従業員の6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族の方に対する介護等サービスに利用できます。

助成額

紹介所を通して介護等サービスを受ける際に必要となる費用のうち、求人受付手数料(1件につき670円または650円)と紹介手数料の30%を限度として助成します。

利用手続

この制度を利用しようとする事業主は、介護クーポン利用申込書に必要事項を記入して、介護クーポン運営協議会事務局に提出します。

詳細については、当該事業所の所在地を業務担当とする(財)介護労働安定センター都道府県支部にお尋ねください。

(参考)介護クーポン制度の流れ図

